

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

沖郷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	5経営体
個人	76経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

市や農業関係団体と連携を密にしながら、地域における話し合いなどを通じて農地中間管理事業を周知するとともに、新たな農地の出し手に対し、制度説明を行い、後継者不足による新たな耕作放棄地の発生を防止する。

6 地域農業の将来のあり方

沖郷地区は、土地利用型農業を中心とし、果樹や花卉などにも取組む複合経営が主体となっている。

後継者が不足しているため、その育成・確保が大きな課題となっている。担い手への農地集積による農業経営の効率化、6次産業化も視野に入れながら、JAの愛菜館や宅配を利用した直接販売の割合を増やし、農業所得を増加させ、持続可能な農業集落を目指す。